

国土入企第7号
平成28年6月30日

各都道府県主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)
各政令指定都市主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共建築工事の円滑な施工確保について

公共建築工事の円滑な施工確保については、これまで「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組の強化について」（平成27年10月27日付け国土入企第9号）や「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行行第19号・国土入企第15号）等で適切な工期設定や適正な予定価格の設定等に取り組んでいただくようお願いをしてきたところです。

今般、適切な工期設定については、平成28年6月2日に開催された全国営繕主管課長会議総会において、別添1「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）」が取りまとめられたところであり、また、適正な予定価格の設定については、同会議で別添2「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について」が周知されたところです。

各地方公共団体におかれましては、別添1、2を参考としていただき、適切な予定価格の設定等による円滑な施工確保に取り組まれるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（政令指定都市は除く。）に対して、本通知の周知をお願いいたします。

なお、別添3、4のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

公共建築工事における 工期設定の基本的考え方(事例解説)

平成28年6月

- ✓ 平成26年に品確法(*1)及び同法に基づく基本方針(*2)が改正され、新たに発注者の責務として「適切な工期を設定するよう努めること」が規定されました。
- ✓ 品確法では、「公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。」とされています。
- ✓ しかしながら、「工事中の事故や手抜き工事の発生、地域の建設業者の疲弊や下請業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴う若手入職者の減少、更には建設生産を支える技術・技能の承継が困難となっている」という深刻な問題が発生していることから、これらを解消するために品確法が改正されました。
- ✓ **公共建築工事においても、品質を確保し、その担い手を現在及び将来にわたり育成・確保するためには、建設現場の就労環境の改善が急務かつ必要不可欠**です。
- ✓ そのためには、公共建築工事の**各発注者の責務として、適正な利潤の確保とともに週休2日の確保等を含めた適切な工期の設定に取り組む必要**があります。
- ✓ 国土交通省では、平成27年度に「公共建築工事おける工期設定の基本的考え方」をとりまとめ、公表し、公共建築工事全体への普及に努めているところです。
- ✓ 今般、公共建築工事の各発注者の理解をさらに促進するため、同基本的考え方の参考資料をとりまとめましたので、ここに公表するものです。

*1:「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号、最終改正:平成26年6月4日法律第56号)

*2:「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」
(平成17年8月26日閣議決定、平成26年9月30日最終変更)

国土交通省官庁営繕部では、公共建築工事における工期設定の現状に関して建設業団体と意見交換を行い、問題意識を共有するとともに適切な工期を設定するための方策等について、平成27年3月25日付けで「営繕工事における工期設定の基本的考え方」として取りまとめました。



- 平成27年春の全国営繕主管課長会議幹事会及び総会において、「営繕工事における工期設定の基本的考え方」を説明。その後、地方公共団体を対象とした発注者支援に関するアンケートでの意見を踏まえ、公共建築工事全体へ普及を促進するため、

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」

として取りまとめました。

- 官庁営繕部と地方整備局等は、各種会議等を通じて地方公共団体等への説明や意見交換を行うなどして、公共建築工事全体への適切な工期設定の普及・促進に努めています。



- 今般、公共建築工事における適切な工期設定をさらに普及・促進させ、将来にわたる建設業の担い手確保と公共建築工事の品質確保に資することを目的として、建設業団体のご協力により収集した事例や意見交換をもとに、

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に示す「第2 適切な工期を確保するための方策」の内容について、事例解説として作成・公表するものです。

本事例解説の構成

◆ 公共建築工事における工期設定の基本的考え方(本文)

第2 適切な工期を確保するための方策

発注者が調査及び設計、工事発注準備、入札契約及び工事施工の各段階で取り組む事項

1. 調査及び設計段階

- (1) 次の期間の十分な想定
 - ① 現地調査及び関係者との協議・調整に要する期間
 - ② 設計、入札契約手続及び施工の期間
 - ③ 近隣等関係者への説明・調整に要する期間
- (2) 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
- (3) 図面審査の確実な実施
要求性能と施工中の確認事項の設計図書への明示

2. 工事発注準備段階

- (1) 適切な工期の入札条件への設定
- (2) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (3) 技術者を過剰に拘束しない工期設定

3. 入札契約段階

- (1) 明確な質問回答と施工条件の明示
- (2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

4. 施工段階

- (1) 迅速な承諾行為とワンデーレスポンスの実施
- (2) 工事の進捗状況の的確な把握
- (3) 関係工事間の調整の適切な実施

◆ 参考事例(不適切な典型的事例)

◆ 防止のため注意すべきポイント

■ 適切な工期設定に役立つ参考資料(16ページ参照)

- 工期設定のイメージ図
- 適切な工期を設定するためのチェックシート
- 適切な工期を設定するための事前調査票
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項 等 4

1.調査及び設計段階(1)-①

基本的
考え方

第2 適切な工期を確保するための方策

発注者は、適切な工期を設定するため、調査及び設計、工事発注準備、入札契約及び工事施工の各段階において以下の事項に取り組む。

1. 調査及び設計段階

(1) 事業全体の工程（スケジュール）が的確に進捗するよう、次に示す調整等に要する期間を十分想定した上で予算要求を行うなど適切に事業の企画を行う。

① 現地調査及び調査結果に基づく施設管理者、**官公署**、公共インフラ事業者等との協議及び調整に要する期間。

参考事例として示されている箇所

参考
事例

改正景観条例に関する情報収集が十分ではなく、追加資料の作成、外装材の一部変更等に追加の期間を要し、工事の着手が遅延した。

ポイント

必要な各種申請内容とそれに要する期間を**幅広く確認・把握**するとともに、工事発注までに**関係官公署等と十分な調整**を行うことができる期間を見込む。

1.調査及び設計段階(1)-②③

基本的
考え方

②設計（計画通知手続き期間等を含む。）、入札契約手続き及び**工事着手から工事完成**までの施工（資機材の調達に要する期間等を含む。）のそれぞれに要する期間。

参考事例

建物の竣工日間際に受電日を設定したため、設備機器等の試運転調整に要する期間が確保できず、工事の完成が遅延した。

ポイント

受電の時期及び設備の総合試運転及び諸検査等に必要な期間を考慮し、**適切に概成工期※を設定する。**
※概成工期：建築物の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障なく完成しているべき期間（公共建築工事標準仕様書1.1.2(23)より）

基本的
考え方

③**近隣**、建物利用者等の工事の影響を受ける関係者に対し、事前に工事概要、工事内容等を説明し、理解を得るための調整に要する期間。

参考事例

解体工事の振動・騒音に係る近隣からの苦情による工法・工程の見直しにより、工事の完成が遅延した。

ポイント

近隣建物の状況調査を行い、それを踏まえた工法・重機等を選定するとともに、事前に工事内容等を工事の影響を受ける関係者へ説明する。

1.調査及び設計段階(2)

基本的
考え方

(2) 敷地や施設の現況などを的確に設計図書に反映するため、事前の調査を十分に行う。

参考事例

設計と条件で「無」とされていた地下掘削時の湧水が施工時に確認され、工期延期が必要となり工事の完成が遅延した。

ポイント

当該敷地の調査を実施し、**地下水の有無や地歴等の情報を可能な限り把握し、的確に設計図書に反映しなければならない。**

参考事例

建物解体時に設計図書に記載のないアスベスト含有建材が確認され、工期延期と費用の増額が発生した。

ポイント

既存建物の解体や改修を行う場合には、**建設時期や修繕履歴等を確認するとともに、現地調査を行い可能な限り有害物質（アスベスト等）の有無を把握し、的確に設計図書に反映しなければならない。**

7

1. 調査及び設計段階(3)

基本的
考え方

(3) 設計図書と**施設の現況**又は**設計図書間の不整合**を生じさせないように、設計段階での図面審査を確実に行う。また、要求性能を明確に反映した設計図書とするとともに、施工段階で要求性能の確認等を要するものにあつては、その内容を設計図書に明示する。

参考事例

電気埋設配管盛替工事で、施工段階で既設配管の現況の確認を行ったところ、施設の改修履歴から設計図書への反映が漏れていた配管が確認され、工事の着手が遅延した。

ポイント

設計図書作成前に、**既存の図面や改修履歴を確認**するとともに、現地調査を必ず行い、可能な限り**施設の現況を把握**した上で設計図書を作成しなければならない。

参考事例

免震改修工事において、外構既設設備配管切り回しを行うため工事にて調査を行ったところ、建築工事と設備工事の設計図書の内容に不整合があつたため、その対応に時間を要し、工事の着手が遅延した。

ポイント

建築工事と設備工事の**設計図書間に不整合がないよう図面審査**を確実に行わなければならない。

2.工事発注準備段階(1)

基本的
考え方

(1) 調査及び設計内容に基づく工事内容、**施工条件**等を適切に反映した工期を入札条件として設定する。

参考事例

外壁改修工事において外壁タイルの撤去作業は、土日及び祝日のみの作業であったが、施工条件に明示されていなかったため、工事の完成が遅延した。

ポイント

工事内容や施工条件等を明示し、これらを適切に反映した工期を設定する必要がある。

参考事例

実際の施工手順は「別敷地に仮施設を新築」⇒「既存施設を解体し、新施設を新築」⇒「仮施設を解体」であったが、施工条件で明示していたのは新施設の完成予定日のみであったため、その後の調整に時間を要し、工事の完成が遅延した。

ポイント

設計図書において、**仮施設の完成、引渡時期等の施工条件**を明示する必要がある。

2.工事発注準備段階(2)

基本的
考え方

(2) 工事着手から工事完成までの期間が長く、**複数年度にわたる工事**については、債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。また、地域における建設工事量の把握に努め、年度当初からの予算執行、建設工事の繁忙期を避けた発注時期及び工事完成時期の検討等、工事施工時期の平準化に努める。

参考事例

単年度予算による工事において、想定が不十分であったことから次年度にまたがる工期延期が必要となり、繰越手続き及び工期延期に伴う経費の増額措置に時間を要し、工事が一時中止となり、工事の完成が遅延した。

ポイント

予算要求段階で、工事に必要な期間を十分に見込み、年度をまたぐ工期が想定される場合には、**債務負担行為を活用**すべきである。

2.工事発注準備段階(3)

基本的
考え方

(3) 建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行い、**技術者を過剰に拘束しない**、ゆとりある工期設定に努める。

参考
事例

機器製作等が含まれる工事で、常駐を要しないこととすることができる期間にも現場代理人の常駐義務を課したため、入札が不調に終わった。

ポイント

契約直後の準備段階や機器の工場製作のみが行われている期間、完成検査終了後の後片付段階では、**現場代理人の常駐義務や監理技術者等の専任義務を緩和**することを条件明示するなど、受注者に過度な負担とならないよう配慮すべきである。

3.入札契約段階(1)

基本的
考え方

(1) 設計図書に関する質問回答において、工事の施工条件、施工手順その他工期に影響する事項については、可能な限り明確な回答に努め、発注前に不明な事項があれば追加にて条件明示するなど施工条件の明示に努める。

参考事例

工事の入札手続きにおいて、「工事開始前のアスベスト粉じん濃度測定の有無」の質問に対して、事前調査結果を十分確認せずに測定不要と回答を行ったが、結果的にアスベスト含有建材が発見され、追加の調査等により、工事の完成が遅延した。

ポイント

設計図書に関する質問回答は、調査結果等に基づき正確に回答する必要がある。

参考事例

設計図書にボーリング調査結果を記載せず、ボーリング調査結果の質問に対して図面によるとの回答を行ったが、契約締結後に図面と異なることが明らかになり、杭の変更契約により工期延期の必要が生じた。

ポイント

工事の施工条件、施工手順その他工事に影響する事項（敷地や建物調査結果等）を入札契約段階で可能な限り明示する必要がある。

3.入札契約段階(2)

基本的
考え方

(2) 発注する工事の内容に照らして真に必要と認められる場合を除き、工期短縮に関する技術提案は求めてはならない。

参考事例

総合評価落札方式において、工期短縮の提案を求め採用したが、工事中に事故が発生し、工事の完成が遅延した。



ポイント

品質や安全面における問題が生じる可能性があるため、**工期短縮に係る技術提案は求めない。**

4. 施工段階(1)(2)

基本的
考え方

(1) 工程に遅延が生じないように、施工計画、施工図等の承諾を速やかに行うとともに、**ワンデーレスポンス**の実施に努める。

参考事例

発注者に部屋名称の決定期限の要望を提出したが、期限までに決定されなかったため、中央監視設備のデータ製作に取りかかれず、工事の完成が遅延した。

ポイント

工程に遅延が生じないように、**受注者からの質問・協議への回答は基本的に「その日のうち」に行うこととし、即日回答が困難な場合は回答期限を設定する**など、必要な事項の決定を速やかに行う必要がある。

基本的
考え方

(2) 受注者が作成し、発注者が承諾した**実施工程表**に基づき、工事の進捗状況を的確に把握し、遅延の有無を確認する。

参考事例

発注者が実施工程を考慮せず設計変更を数度にわたり通知した結果、工事の進捗が遅延した。

ポイント

設計変更に当たっては、**実施工程に遅れが生じないように実施**する必要がある。また、設計変更に伴い実施工程に影響がある場合には、**設計変更ガイドライン**※を参考とし、**工期延期を検討する**。

※営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)
<http://www.mlit.go.jp/common/001090867.pdf>

14

4. 施工段階(3)

基本的
考え方

(3) 一つの工事現場において、**複数の契約に基づく工事**が実施される場合は、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。

参考事例

建築、電気設備、機械設備の分離発注工事において、建築工事の工程変更が設備工事の施工業者に伝わらず、予定していた設備工事を行うことができない期間が発生し、工事の完成が遅延した。

ポイント

一つの工事現場で**複数の契約に基づく工事**が実施される場合には、全体工程に遅延が生じないように、**各工事間の施工手順、進捗状況等を把握し、各工事の受注者の協力のもと※必要な調整を適切に実施する。**

※公共建築工事標準仕様書等において、別工事の施工上密接に関連する工事では、各工事の受注者は監督職員の調整に協力する義務がある旨規定している。(公共建築工事標準仕様書1.1.7 より)

公共建築工事における適切な工期の設定にあたり、参考となる資料の例として次のものがある。

○工期設定のイメージ図

調査及び設計段階等における具体的な工期設定の事例

※本事例はあくまで一例であり、さまざまなケースが考えられる。

<http://www.mlit.go.jp/common/001133185.pdf>

○適切な工期を設定するためのチェックシート

調査及び設計段階における事前調査で確認すべき事項のチェックシート

※各発注者が適切に工期を設定するためには、調査及び設計段階で各種の調査・調整を詳細かつ十分に実施することが極めて重要である。本チェックシートは、各発注者の実情を踏まえ、カスタマイズして使用するものである。

<http://www.mlit.go.jp/common/001133186.xlsx>

○適切な工期を設定するための事前調査票

調査及び設計段階において敷地、使用者の要望等、当該工事の工期を適切に設定するための前提条件とすべき事項の調査票

※本調査票は、各発注者の実情を踏まえ、カスタマイズして使用するものである。

<http://www.mlit.go.jp/common/001133187.doc>

○木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項

木造庁舎の整備にあたり、工期やコストに影響を及ぼす留意事項をまとめたもの

http://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_torikumi.html#moku_ryuuijikou

公共建築工事における適切な工期の設定にあたり、参考となる資料が関連団体により作成されている。

○建築工事適正工期算定プログラム((一社)日本建設業連合会＝日建連)

新築工事における用途・構造・規模等の建物データを入力することにより、完全週休2日、8時間労働、長期休暇の取得を考慮した適正工期をネットワーク工程表として簡便に作成することができるツール

※本プログラムの適正工期は、主に都市部における標準的な工期を示しており、設備工事の工程が全体工期に影響する場合、労務調達等が円滑でない地域の場合等では別途考慮が必要である。また、地中障害物、埋蔵文化財の有無や官公庁手続、周辺住民との調整等個々の事案によって別途考慮すべき要素が異なるので、各発注者において十分な事前調査が重要である。

<http://www.nikkenren.com/kenchiku/proper.html> (日建連ホームページへ)

○自家用電気工作物の設置及び受電時期設定の手引き

((一社)日本電設工業協会＝電設協)

電気設備工事について、契約時から竣工までの業務に従事する際の確認事項や、施設利用者等の関係者へ説明するための知識等を整理した手引き

<http://www.jeca.or.jp/ex/120326a.html> (電設協ホームページへ)

営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の試行

背景

- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定された。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつきがあった。

入札時積算数量書活用方式(試行)

・4月1日以降入札手続きを開始する営繕工事に適用
 ・地方公共団体等に対して本取組みについて周知

概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「**入札時積算数量書**」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議※し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを**契約事項**とする。

※受注者発議の協議は、入札時に発注者が示す入札時積算数量書の積算数量を活用した場合に可能

効果

- 円滑な変更協議によって、適正な数量に基づいた請負代金額となり、工事目的物の品質確保及び契約の適正化に寄与する。
- 発注者が示す数量書の活用の促進により、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。

今後の取組み

- 試行を通じ、受注者等からの意見・要望や課題等を把握し、必要に応じ改善を図る。
- 地方公共団体等に対し、公共建築相談窓口での相談対応や各種会議等における説明を通じ普及・促進を図る。

「入札時積算数量書活用方式」の概要

本方式の概要

- 入札時積算数量書を入札説明書の別添として公開
- 入札参加者は、入札時積算数量書の積算数量を活用して工事費内訳書を作成
- 契約書において、入札時積算数量書に疑義が生じた場合の協議等を規定

【入札時公開資料】

【設計図書】

図面

仕様書

現場説明書

入札説明書

 「入札時積算数量書活用方式」の
対象工事である旨等を明記

入札説明書別添

入札時積算数量書

入札

提出

入札参加者

工事費内訳書

 入札参加者は、発注者が示す入札時積算数量書の積算数量を活用
※入札時積算数量書の活用は入札条件ではない

 入札時積算数量書を、
契約書に位置づけ
(参考資料ではない)

【契約】

【設計図書】

図面

現場説明書

仕様書

質問回答書

【工事請負契約書】

**「入札時積算数量書」に
疑義が生じた場合の確認
の請求、受発注者の協議、
訂正等について明記**

第18条の2第2項

 前項(受注者からの確認の請求)は、**入札時積算数量書**における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した**工事費内訳書**における当該数量が同一であると確認できた場合のみに行うことができる

積算数量に疑義

 必要に応じて、協議を行い、
「入札時積算数量書」を訂正

 必要に応じて、
請負代金額の変更

注1) 赤字は「入札時積算数量書活用方式」の取組みに関して記載したもの。

注2) 入札時積算数量書には、別紙明細は含まない。

国地契第95号
国営管第530号
国営積第36号
国北予第39号
平成28年3月31日

大臣官房官庁営繕部 各課長 殿
各地方整備局 総務部長 殿
各地方整備局 営繕部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
北海道開発局 営繕部長 殿

大臣官房地方課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について

営繕工事においては、従前から発注者が行う予定価格の積算の透明性及び妥当性を確保するとともに、入札参加者が行う入札価格の積算及び工事費内訳書の作成の効率化を図るため、発注者において、入札時に積算数量を参考資料として公開してきたところである。

今般、公共工事の品質確保に当たっては、公正な契約を適正な額の請負代金で締結する等信義に従って誠実に履行するという公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、積算数量に関する協議の円滑化に資するため、営繕工事において入札時積算数量書活用方式を試行することとし、別添のとおり実施要領を定め、平成28年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

数量に関する協議を行うこととなることを合意する。このため、工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）又は「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）の別冊をいう。以下単に「契約書」という。）に別記2に掲げる事項を記載するものとする。

なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、契約書第24条に定めるところによるものとする。

5. 入札時積算数量書活用方式の実施手続

(1) 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、入札説明書等の添付資料として、交付し公開するものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

(2) 入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。この場合における質問及び回答は、入札説明書等に対する質問として行うものとする。なお、受注者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求めることができることに留意するものとする。

(3) 工事費内訳書の取扱い

提出された工事費内訳書は、「工事費内訳書等の提出期限及び取扱いについて」（平成27年3月6日付け国地契第85号）記I4に基づき厳重に管理し、(5)②に規定する場合に該当するかどうかを確認する際に用いるものとする。

(4) 請負代金内訳書の提出

契約後に、契約書第3条第1項に基づき請負代金内訳書の提出を求める場合、請負代金内訳書の内容は、入札時積算数量書に掲げる工事内訳、種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳に対応する金額を表示するものとする。

(5) 積算数量に関する協議

① 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

② 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

③ 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計

図書において施工条件が明示された項目を除く。)を除く。

- ④ ③の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

(別記1) 入札説明書等における記載例

○. 入札時積算数量書活用方式の適用

- ① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

○. 入札説明書【工事希望型競争入札については「送付資料」、工事希望型競争入札以外の指名競争入札については「指名通知」と読み替える。以下同じ。】に対する質問

- この入札説明書（入札時積算数量書を含む。）に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面（様式は自由）により提出するものとする。

○. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送するものとする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）でなければならない。
- (3) 工事費内訳書は、○. ③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(別記2) 契約書における記載例

(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

- 第18条の2 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。
- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
 - 3 監督職員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
 - 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
 - 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第24条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における第24条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

(別添3)

国土入企第8号
平成28年6月30日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共建築工事の円滑な施工確保について

公共建築工事の円滑な施工確保については、これまで「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組の強化について」（平成27年10月27日付け国土入企第9号）や「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行第19号・国土入企第15号）等で適切な工期設定や適正な予定価格の設定等に取り組んでいただくようお願いをしてきたところです。

今般、適切な工期設定については、平成28年6月2日に開催された全国営繕主管課長会議総会において、別添1「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）」が取りまとめられたところであり、また、適正な予定価格の設定については、同会議で別添2「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について」が周知されたところです。

貴職におかれましては、これらの取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知をお願いいたします。

なお、別添3、4のとおり、各都道府県及び政令指定都市、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

(別添4)

国土入企第9号
平成28年6月30日

発注関連業務団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共建築工事の円滑な施工確保について

公共建築工事の円滑な施工確保については、これまで「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組の強化について」（平成27年10月27日付け国土入企第9号）や「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行行第19号・国土入企第15号）等で適切な工期設定や適正な予定価格の設定等に取り組んでいただくようお願いをしてきたところです。

今般、適切な工期設定については、平成28年6月2日に開催された全国営繕主管課長会議総会において、別添1「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）」が取りまとめられたところであり、また、適正な予定価格の設定については、同会議で別添2「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について」が周知されたところです。

貴職におかれましては、これらの取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知をお願いいたします。

なお、別添3、4のとおり、各都道府県及び政令指定都市、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

適切な工期の設定(品確法改正への取り組み)

国交省官庁営繕では、平成27年3月25日付けで、関連建設業団体と意見交換を行い、公共建築物の工事における工期設定の現状に関して問題意識を共有するとともに、適切な工期を設定するための方策等について、「**営繕工事における工期設定の基本的考え方**」として取りまとめました。



「営繕工事における工期設定の基本的考え方」

◎今年春の全国営繕主管課長会議幹事会及び総会において説明。

その後、地方公共団体等からの発注者支援アンケートの中で意見を頂き、

「営繕工事における工期設定の基本的考え方」を公共工事全体に普及・促進するために

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」

として取りまとめました。

◎本省と地方整備局等は、ブロック主管課長会議や市町村対象会議等を通じて、地方公共団体等に対して、説明や意見交換等を行うなど連携して、公共建築工事全体へ普及・促進を図って行く予定です。



◎今後、地方公共団体等が適切な工期設定及びその確保の一助となるよう、建設業団体等の意見・事例等を取り入れ、「営繕工事における工期設定の基本的考え方」の解説(仮称)として別途作成し、官庁営繕工事において試行し、内容の精査・充実を図って行きます。

公共建築工事における工期設定の基本的考え方

平成27年10月

国土交通省大臣官房官庁営繕部

公共建築工事における工期設定の基本的考え方

第1 基本方針

発注者は、工事目的物の品質確保はもとより工事の安全性、経済性等の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ、適切に施工計画を想定し、その施工計画と整合の取れた工期を設定するものとする。

特に、本来必要とされる工期に比べて短い工期を設定することは、円滑な施工確保に支障を及ぼすものであることに留意する。

第2 適切な工期を確保するための方策

発注者は、適切な工期を設定するため、調査及び設計、工事発注準備、入札契約及び工事施工の各段階において以下の事項に取り組む。

1. 調査及び設計段階

- (1) 事業全体の工程（スケジュール）が的確に進捗するよう、次に示す調整等に要する期間を十分想定した上で予算要求を行うなど適切に事業の企画を行う。
 - ①現地調査及び調査結果に基づく施設管理者、官公署、公共インフラ事業者等との協議及び調整に要する期間。
 - ②設計（計画通知手続き期間等を含む。）、入札契約手続き及び工事着手から工事完成まで施工（資機材の調達に要する期間を含む。）のそれぞれに要する期間。
 - ③近隣、建物利用者等の工事の影響を受ける関係者に対し、事前に工事概要、工事内容等を説明し、理解を得るための調整に要する期間。
- (2) 敷地や施設の現況などを的確に設計図書に反映するため、事前の調査を十分に行う。
- (3) 設計図書と施設の現況又は設計図書間の不整合を生じさせないように、設計段階での図面審査を確実に行う。また、要求性能を明確に反映した設計図書とするとともに、施工段階で要求性能の確認等を要するものにあつては、その内容を設計図書に明示する。

2. 工事発注準備段階

- (1) 調査及び設計内容に基づく工事内容、施工条件等を適切に反映した工期を入札条件として設定する。
- (2) 工事着手から工事完成までの期間が長く、複数年度にわたる工事については、債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。また、地域における建設工事量の把握に努め、年度当初からの予算執行、建設工事の繁忙期を避けた発注時期及び工事完成時期の検討等、工事施工時期の平準化に努める。
- (3) 建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行い、技術者を過剰に拘束しない、ゆとりある工期設定に努める。

3. 入札契約段階

- (1) 設計図書に関する質問回答において、工事の施工条件、施工手順その他工期に影響する事項については、可能な限り明確な回答に努め、発注前に不明

な事項があれば追加にて条件明示するなど施工条件の明示に努める。

- (2) 発注する工事の内容に照らして真に必要と認められる場合を除き、工期短縮に関する技術提案は求めてはならない。

4. 施工段階

- (1) 工程に遅延が生じないように、施工計画、施工図等の承諾を速やかに行うとともに、ワンデーレスポンス^{*1}の実施に努める。
- (2) 受注者が作成し、発注者が承諾した実施工程表に基づき、工事の進捗状況を的確に把握し、遅延の有無を確認する。
- (3) 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。

第3 適切な工期を設定するための留意事項

発注者は、適切な工期を設定するため、工期の検討に際し、以下の事項に留意する。

1. 共通事項

- (1) 多雪、寒冷、多雨、強風等の自然的要因及び労働事情、建設資材の調達事情、交通事情等の社会的要因を考慮する。特に、躯体工事及び外構工事においては当該地域における自然的要因の影響を強く受けることを考慮する。
- (2) 工事場所の周辺環境、近隣状況及び工事場所に係る各種規制等を考慮する。特に、工事の円滑な施工に支障となるような近隣への影響を考慮する。
- (3) 週休2日の確保、年末年始、夏季休暇、入居官署の行事等による不稼働日を考慮する。
- (4) 仮設工作物の設置及び撤去期間、資材及び機器の製作期間等を考慮する。
- (5) 使用する材料及び採用する工法により、作業の手順及び工程が異なることを考慮する。
- (6) 工事内容、施工条件等を踏まえた施工計画を適切に想定する。
- (7) 特定の施工条件は設計図書に明示する^{*2}。特に、入居官署の業務特性等により特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合は、施工手順を図示すること等により、当該条件に対する考え方を施工条件として適切に明示する。
- (8) 受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮し、適切に概成工期^{*3}を設定する。
- (9) VOC測定、官公署の完了検査、工事の完成検査等に必要な期間を考慮する。
- (10) 建物の立地条件、入居官署により使用中の建物内での工事であることその他の制約により、段階を踏んで施工を行い、完成した箇所に移転しながら工事を進める必要がある場合は、支障物（建築、設備共）及び引越期間を考慮する。

2. 新築工事

- (1) 建設資材や労働者の確保等の準備、基礎及び躯体工事、仕上げ工事、設備工事（機器等の製作、受電後における総合試運転調整を含む）並びに外構工事のそれぞれに要する期間など建物の新築工事を構成する個々の工事期間を適切に積み上げ、過去の実績等を参考にしつつ、実情に応じた工期を設定す

る。

- (2) 根切り工事及び地業工事においては、土地の地歴を考慮するとともに、土質、地下水及び地下埋設物の存在が工期に大きく影響することを考慮する。
- (3) 躯体工事、仕上げ工事等においては適切な養生期間を見込む。
- (4) 工事に伴い入居官署の入居に伴う引越が発生する場合は、引越に必要な期間を考慮する。

3. 改修工事

- (1) 入居官署が建物を使用している中での工事の場合は、施工不可能な日程及び時間（休日又は夜間作業の可否、停電作業の可否、空調期間中の施工の可否、その他機器等の運転停止不可期間）等の施工条件を考慮する。
- (2) 改修工事のために代替設備等の確保が必要な場合は、代替設備等の設置（撤去を含む）に必要な期間を考慮する。
- (3) 機器の撤去及び解体等に伴い、アスベスト除去等を行う必要がある場合は、除去工事に加え、調査分析、官公署手続き等に必要な期間についても考慮する。
- (4) 工事の施工に先立ち受注者が実施する施工計画調査、施工数量調査等の施工調査に必要な期間を考慮する。
- (5) 資材の仮置き場が狭あいな場合、作業の都度仮設及び養生を掛け払いする必要がある場合その他の作業効率が低下する要因がある場合は、作業効率を考慮する。

第4 工期の変更

発注者は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要と認められるときは、適切に設計図書を変更するとともに、必要に応じて工事一時中止を行い、その結果必要となる工期の変更を行う^{※4}。

また、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、一工事の工期が変更された際には、関連するその他の工事の工期についても変更を検討する。

※1 受注者からの質問及び協議に対して、発注者が基本的に「その日のうちに」回答することをいう。なお、回答期限日を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含む。

※2 「施工条件明示について(平成14年5月30日付け国営計第24号)」を参照する。

※3 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。(公共建築工事標準仕様書より)

※4 各地方整備局等が制定する「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」を参照する。

公共建築物の工事における工期設定の現状と発注者の責務について

発注者は、公共建築物の工事の発注に際して、経済合理性を有した上で工事の品質を確保できるよう工期を設定する必要がある。一方で、発注者は、予算制度や財政条件との整合性の確保や完成時期に対する社会的要請などにも配慮して工期を設定することが求められている。

工事請負契約においては、工期末までに工事を完成させることは契約事項である。そのため、受注者にとって短い工期であっても、受注者は必要に応じて、現場作業員の増員、施工方法の合理化・効率化、工法の変更、技術開発等の創意工夫を行い工事の工期末完成を目指してきたところである。

しかしながら、受注者による創意工夫には技術的・経済的な側面から限度があるため、工事の規模、難易度、地域の実情等を踏まえない、著しく短い工期が設定された工事の場合には、受注者は、無理のある工程管理を余儀なくされ、その結果として、工事の品質管理や安全管理が十分に行われぬおそれ、工事採算性の悪化により下請け企業を含めた受注者の経営を圧迫するおそれが生じる。そのことは、工事の品質確保への悪影響にとどまらず、建設労働者の労働環境の悪化を招き、担い手確保にも大きな支障となる。

一方で、工事の規模等に対して著しく長い工期が設定された工事の場合、長期にわたり技術者を配置する必要性が生じるなど、受注者にとって経済合理性を欠くだけでなく、労働者の需給状況によっては技術者の確保が困難となることから、受注者の受注意欲を低下させるおそれが生じる。

平成26年6月4日に改正、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）により、新たに、発注者の責務として、「適切な工期を設定するよう努めること」が規定され、また、平成26年9月30日の閣議決定により一部変更された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）においても、「発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。」ことが明示されたところである。

このことを踏まえて、公共建築物の工事の発注者においても、事業の企画、建築物の設計、入札契約手続き、工事の施工に至るそれぞれの段階において、適切な工期の設定に努めるとともに、必要な場合には工期延長等のための契約変更を適切に行わなければならない。

出典) 「営繕工事における工期設定の基本的考え方」について (通知)

(平成27年3月25日付け国営計第127号、国営整第282号) (別添1)

注: 適切な工期の設定に資することを目的に、関係業団体と意見交換を行い、公共建築物の工事における工期設定について現状の認識を共有しとりまとめたもの